

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、千代田区後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療制度に関する以下の事務を取り扱う。 ①資格業務 ・75歳年齢到達、死亡、転出入、障害認定、基準収入額適用等に係る申請・届出の受付、資格確認書等の交付 ②賦課及び収納業務 ・賦課決定通知、納付書発行、保険料徴収・収納管理 ③給付業務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等給付に関する申請受付
③システムの名称	後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 小阿瀬 広道
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線3658
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線3658
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
いつ時点の計数か	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	評価書名	後期高齢者医療給付の支給等に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
令和1年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	千代田区は、後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取	千代田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ	事後	
令和1年6月1日	特記事項	総合住民サービスシステム及び後期高齢者医療システムへの外部者の不正アクセスを防止す		事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	後期高齢者医療給付の支給等に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	千代田区は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期高齢者医療	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	総合住民サービスシステム 後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理シス	事後	
令和1年6月1日	2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル 賦課台帳ファイル	被保険者情報ファイル 賦課情報ファイル	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	【情報照会】番号法 第19条第7号 別表第二の80、81及び82の項		事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課文書・法規主査 TEL 03-5211-4138	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線3658		
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和7年12月1日 時点		
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日 時点	令和7年12月1日 時点		
令和8年2月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取	限度額適用標準負担額減額認定	文言削除		
令和8年2月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取	被保険者証等の交付	資格確認書等の交付		
令和8年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 菊池 洋光	保険年金課長		
令和8年2月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線2477	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線3658		
令和8年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 第9条第1項 別表の59の項	番号法 第9条第1項 別表の85の項		